

「今後のフロン類の排出抑制対策の在り方について」（案）の概要

1. 検討の背景

業務用冷凍空調機器（ビル空調、食品のショーケースや大型冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫など）からの冷媒フロン類の回収は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づいて行われているが、回収率は3割程度にとどまっている。

本年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を2008年度からの5年間平均で60%とすることなどが設定された。

このような状況を受け、市中に存在しているフロン類の大気中への排出を抑制するための対策、特に、業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の機器整備時及び機器廃棄時の回収を徹底するための対策について、中央環境審議会、産業構造審議会で審議を行うこととした。

2. 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収について

(1) 機器の廃棄時におけるフロン類の回収

廃棄者から回収業者へのフロン類の引渡しを徹底するために以下の措置を導入する必要がある。

- ・フロン類引渡しを第三者に委託する場合に遵守すべき基準の設定
- ・廃棄者から回収業者に至るフロン類の経路を管理する制度(例えば、フロン類回収管理票制度)
- ・解体工事を請け負う者が、建築物に残存している機器の情報を施主に提供すること 等

(2) 機器の整備時におけるフロン類の回収

機器の修理・整備時についてもフロン類の回収を徹底するための措置を導入

3. その他の対策

建材用断熱材のノンフロン化を一層促進

ダストブロー等々のノンフロン化に係る技術開発・普及を促進
啓発事業の推進

フロン回収に係る地域の協議会の活性化

化学物質管理対策等との総合的な対応

途上国におけるフロン対策への支援